

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.48

アフリカ – アフリカの知的財産に関する懸念

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の長官を務める Fernando dos Santos 氏がリベリアの新聞のインタビューに応じ、アフリカにおける知的財産の現状に関してコメントを述べている。同氏の発言は以下のようなものであった。

- アフリカにおける知的財産の認知度は限られており、この認知度の不足がアフリカ大陸における知的財産の活用を妨げている。
- アフリカの学術関係者や事業家たちは、アイデアを商業化する上で知的財産が果たす貢献を過小評価している。「アフリカには革新的なアイデアが数多く存在するが、それらは知財資産に転換されていない—このような状況のために、知的財産の利用に関してアフリカは他の大陸の後塵を拝することになるだろう」。
- すべてが密接につながった現代社会では、イノベーションは知的財産によって判断される。これらの知的財産が適正な評価と商業化を経て知財資産に転換されない場合、アフリカ大陸はこれからも引き続き世界の他の地域に後れを取ることになるだろう。
- アフリカでは、知的財産をめぐる一種の停滞現象が起こっている：「分かりやすい例として、アフリカが世界の特許出願に占める割合が長年にわたり 0.5%~0.8%の範囲で低迷しているという事実を指摘することができる」。
- こうした現状に対する責任の一部は政策決定者たちにある。彼らは自国の経済システムや計画の中心に知的財産を据えようとしなからず。
- これに対し、ARIPO は知的財産の振興と推進を図るという自らの役割を果たしてきた。その一例として dos Santos 氏は、ARIPO が三か国（ジンバブエ、ガーナ、タンザニア）の大学と連携して知的財産学の修士（MIP）の学位を付与しているという事実を挙げた。ジンバブエの知的財産学修士課程はすでに 325 人の MIP を生み出しており、それら修士号取得者の出身地はアフリカ 26 か国にまたがっている。

南アフリカ – 最高裁の特許判断

南アフリカでは、知財関連の訴訟が南アフリカ最高裁（SCA）まで争われることは珍しくない。SCA はほとんどの民事訴訟について南アフリカの最上級審となる。しかし、南アフリカには SCA よりもさらに上位の裁判所が存在する。憲法裁判所である。同裁判所は主として南アフリカ憲法に影響するような事案を処理しているが、それ以外の重要な法律問題を審理することもある。憲法裁判所は過去に商標関連の事案を審理したことがあった。この訴訟は有名ブランドの風刺的な使用に関わるもので、表現の自由に関する憲法上の権利を商標法とどのように折り合をつけるかとの点が審理された。最近になって、憲法裁判所は開設以来、初めての特許事案を審理することとなった。その訴訟とは、Ascendis Animal Health (Pty) Ltd v Merck Sharp

Dohme Corporation, Merial Limited and Merial South Africa (Pty) Ltd, 24 October 2019 である。

この訴訟の背後には、同じ当事者間で争われた 2 件の別個の訴訟があった。そのうち 1 件は特許侵害を主張した訴えで、その手続は、第 2 の訴訟の判決が出るまで中断（一時停止）されている。第 2 の訴訟は、侵害を主張された特許の取消を求めるものであった。この取消訴訟は新規性の欠如に基づいていた。特許取消の申立の最終的な帰結として、SCA は問題の特許の有効性を確認した—新規性については問題なしと SCA は認定したのである。特許が新規性の基準を満たしているとの認定が示されたため、特許侵害の主張に対して抗弁していた当事者は第 2 の訴訟で自らが提出した答弁書（抗弁書）を修正し、自明性及び有用性の欠如（非有用性）に基づく抗弁を主張した。憲法裁判所の判断を仰ぐこととなったのは、このような答弁書の修正が第 1 の特許侵害訴訟において許容されるか否かという点であった。

要約すれば、この訴訟における法律問題は、「取消申立を審理した裁判所が問題の特許は新規性の基準を満たしている（従って有効である）と認定した場合、その特許を侵害したとして提訴されている当事者は、自明性又は非有用性を理由として当該特許に対し異議を唱えることができるか？」ということである。ここで重大な争点となるのが「既判力」（*res judicata*）という概念である。別の言い方をすれば、ある争点に関する判断がすでに示されている以上同じ争点を再び提起することはできないという抗弁である。

憲法裁判所での審理は 10 名の判事によって行われた。そのうち 5 名の判事は、同じ当事者が自明性と非有用性に基づいて新たに特許を攻撃することは「既判力」の原則により妨げられるとの判断を示したが、他の 5 名の判事は妨げられないとした。

新たな攻撃は妨げられると判示した 5 名の判事は、問題の特許の有効性は下級審である SCA によって最終的に判断されているという見解を採っていた。この 5 名の判事を代表して判決を言い渡した Cameron 判事は、「有効性の問題は当事者間で長年にわたって争われ、決着している」と述べた。「過去に特許取消を申し立てて敗れた申立人は、後日の損害賠償請求訴訟において特許の有効性に関わる争点を提起することを妨げられる、というのが基本的な立場である」と同判事は言う。「既判力」を説明する際に同判事は「禁反言の問題」（*issue estoppel*）という表現を用いている。「危険を冒して新たな基本原理を導入すれば、我が国（南アフリカ）の特許訴訟の不安定化というより重大な結果もたらされる。それは万人にとっての不利益となるだろう」と、より大きな善のためにそのような判断を下したのである。

他の 5 名の判事は逆の見解を採っていた。この 5 名の判事を代表して判決を言い渡した Khampepe 判事は、自分たちのアプローチをやや詳しく説明している。

特許取消の申立と侵害訴訟の間には明瞭な違いが存在する。取消申立の場合、証拠は宣誓供述書によって提出される。これに対し侵害訴訟の場合、口頭による証拠提示がなされる。さらに、救済手段もまったく異なっている。特許の取消によって特許は登録簿から抹消される。従ってこれは物的（対物的）な救済（*remedy in rem*）である。これに対し侵害訴訟における特許無効の抗弁は、特許を登録簿から抹消するものではなく、単に無効を主張した者に対する特許権の行使を不可能にするだけである。従ってこれは人的（対人的）な救済（*remedy in personam*）である。それゆえ、「取消訴訟における事実認定が当該取消訴訟で実際に裁かれなかった取消理由による侵害訴訟に最終的に影響する」というのは誤りである。

同判事はこの見解をさらに発展させて次のように述べている：「特許法第 61 条に規定された取消理由はそれぞれが別個の、互いに独立した異なる訴因を構成する。それぞれの理由について立証を要求される基本的事実（*facta probanda*）は異なっている。請求の結果として示される法的結論は新規性、自明性又は非有用性のいずれが理由であっても同じ（つまり特許無効の認定）かもしれないが、だからといって、すべてが単一の訴因の異なる表現であるということに

はならない。新規性、非有用性及び自明性のいずれに関わる請求であるかによって、立証を要求される事実は著しく異なってくる。個々の取消理由を構成する要素が異なっているからである。」

興味深いのは、Khampepe 判事も Cameron 判事と同様に、目先の訴訟を超えた大局に目を向けていたという点である。Khampepe 判事の場合、南アフリカが無審査登録主義の預託特許制度を採用しているという事実に配慮していた。「特許の有効性を吟味することは公益に適うという事実を視野に入れることを忘れてはならない。特許は人工的な独占状態を作り出すからである…南アフリカは全面的に私人に頼ってこの人工的な独占制度を制御しているのである…特許に異を唱える訴訟当事者（私人の資格で活動する者も公益のために働く者も）を抑圧するのではなく、より多くの取消申立を提起するよう奨励するという方向性があるべきである。」

憲法裁判所による審理の最終的な結果は、特許の有効性の問題は最終的に決着しているため新たな主張は認められないという見解を採る判事が 5 名、新たな主張は認められるという見解を採る判事が 5 名というものであった。従って、下級審（SCA）の判決は覆されないことになる。つまり、問題の特許に対して自明性と非実用性に関わる争点を新たに提起することは認められない。

アンゴラ — 商標の登録拒絶

アンゴラの当局は、相対的拒絶理由に基づく商標出願の拒絶を従来よりも重要視しているようだ。

相対的拒絶理由に基づく拒絶理由が、これまでと比べて顕著に長く、より実質的なものとなってきている。このような情勢は、当局の姿勢の高まりを示唆しており、おそらくは前向きな展開と考えるべきであろう。ただし、登録の基準が実際に引き上げられたのかどうかを確認するためには、今後の経過を見守っていく必要があるだろう。

ケニア — 警戒を促す商標判決

Kentro Systems Limited v Superior Printers Limited, High Court, 17 October 2019 の訴訟で最近示された判決は、ケニア企業をディストリビューターとして指名する外国企業は自社商標を自らの名義で登録すべきであるという事実を浮き彫りにするものであった。

この判決は短いものだが、その論旨は極めて難解である。基本的な事実を言えば、この訴訟はケニアで登録されている自社の浄水器の商標の登録抹消を求めるインド企業の申立に関わるものである。この商標登録は、かつて当のインド企業のケニア販売代理店であった企業によって行われた。原告のインド企業は、かつての販売代理店による当該商標の使用を禁じる差止命令と損害賠償に関する審理を併せて求めていた。

裁判所は原告のインド企業に不利な判断を示した。裁判所の事実認定によれば、問題のケニア企業は、自らが独占的な販売代理店であった時期に当該商標を登録していた。裁判所は、その販売権が消滅したことを示す証拠は存在しないと認定した上で、自社の販売店契約が解消されたことを知らなかったというケニア企業側の主張を受け容れたのである。被告のケニア企業が原告のインド企業の製品に類似した製造販売を行ったことを示す証拠は存在しない、と裁判所は判示している。

裁判官は以下のように述べている。

「被告の商標は、原告の浄水器の独占的な輸入販売代理店としての資格で登録されたものである。登録の日付は2007年11月1日である…被告は2006年から当該浄水器の独占的な販売代理店となっていた。その販売権の消滅を示す証拠は存在しない。従って、浄水器の輸入と販売を行うための商標登録は原告の商標を侵害していない。結局のところ、問題の商標は原告が被告を販売代理人として指名することを目的として登録されたのである。」

この判決が意味するところは明白である。外国人の商標権者は自らの商標を自らの名義で登録すべきだということだ。販売店契約には、当事者双方の権利を明確に規定しておかなければならない。

ルワンダ — 旧登録の更新期限は2019年12月14日

ルワンダ開発局の下位機関であるルワンダ登録局が公告を発表し、旧法（1963年法）の下で登録された商標はすべて現行法（2009年法）の下で登録されたものと見なされる旨を明らかにした。ただし、旧登録が2019年12月14日までに更新されることが条件となる。当局は最近、この期限の延長は認められないことを明らかにしている。ルワンダの商標登録を有する企業は自社の記録をチェックしておく方がよいだろう。

タンザニア — 模倣品問題に対する技術的ソリューション

歳入の拡大と脱税対策を目指すタンザニア当局はテクノロジーに目を向けた。2018年、同国の政府は「2018年電子収入印紙規則」（Electronic Tax Stamps Regulations, 2018）を導入した。

この規則は、物品税の対象となるすべての物品に電子収入印紙（ETS）を使用・貼付することを求めるものである。ETSの実体は先端的なデジタルコーディング技術を使用した接着性のラベルで、物品税が課される物品の製品パッケージに直接印字又は貼付することができる。

ETS導入の目的は、模倣や税法上の不正行為（税の過少申告など）を取り締まることである。

一般論を言えば、ETS制度により、サプライチェーンを通じて印紙及び課税対象品の追跡、監視、認証が容易に行えるようになる。従ってすべての課税対象品が適正に計上され、しかるべき税が課されることになる。ETS制度は、効率の悪い旧来の紙ベースの印紙制度に取って代わるものである。以下、ETS制度の仕組みについてもう少し詳しく述べてみよう。

- ETS制度は、すべての製造者及び輸入者に対し、特定のスイス製電子印紙管理システムを設置するよう要求している。このシステムは、印紙の発注、発注された印紙の製品への貼付、情報の保管、製品の認証、生産過程のモニタリングといった機能を備えている。製造者はすべての生産ラインについて上記システムの設置を求められる。他方、輸入者は税関審査エリアに同システムを設置しなければならない。
- 現在、製造者及び輸入者は、新規に製造又は輸入された製品すべてのパッケージ及びラベルを当局に申告することを求められる。免税品についても同様である。さらに、新規製品の製造・輸入または商標デザインの変更につき、製造者及び輸入者は30日以内の届出を要求される。
- サプライチェーンに携わる者全員が、いかなる形であれ商品の取扱いに着手する前に印紙の確認と認証を行う義務を課される。

- すべての製造者及び輸入者は、自らを当局に登録して登録証明書を受け取ることを要する。
- 国内で製造された商品の場合、ETSは生産施設において貼付されなければならない。輸入された商品の場合、ETSは当局が承認した場所で貼付されなければならない。

この新制度は、指定された物品に関して段階的に実施されつつある。第一段階は2019年1月15日から開始され、この段階で対象となる物品はタバコ、ビール、ワイン、蒸留酒その他のアルコール飲料である。第二段階は2019年8月1日から開始され、対象となる物品は各種のノンアルコール飲料である。

違反に対しては厳罰が科され、多額の罰金や禁固刑が科されることもある。当局は、偽造された印紙や偽造印紙を付された商品を押収する権限を有する。

このような情勢は、総力を挙げて模倣と戦うというタンザニア産業貿易省の最近の取組に即したものである。

ウガンダ — 知財ポリシー文書

2019年5月27日、ウガンダの内閣は「知的財産に関する国家政策」(National Intellectual Property Policy)を承認した。この文書で特に目立った特徴をいくつか以下に掲げる。

- この文書の目的は、イノベーションと創造性の活性化を促し、外国からの直接投資を誘致するとともに知的財産権の行使に関わる制度を改善したいという同国の願望を表明することである。強力な知財制度が成長を促進すると当局者は信じている、と同文書は述べている。
- 当局者が今後採用するアプローチは、実効性のある知財資産の創造・開発・管理を奨励し、円滑化するための措置を講じるというものであろう。特に、自前の発明やイノベーションを保護し、開発し、活用するようウガンダ国民を説得するという構想が同文書に記されている。
- 知財関連の様々な行政機関と法執行機関の間に連携が存在するという保証を提供することが重要だと当局者は考えている。
- 今後は国内の知的財産制度の強化に重点が置かれるだろう。それゆえ、新たな知財立法や現行法規の改正が期待されるであろう。
- 当局者はさらに、国内の知的財産制度と国際的な制度との「関係」(リンケージ)がなければならないと考えている。
- 将来的には、知的財産が国家発展のための政策・戦略となっていこう。
- 当局者は、教育プログラムを通じて知財意識を向上させたいという願望を表明している。

知財ポリシー文書の発表は、アフリカではごく普通のことになってきた。これらの文書は、ともすれば似たような見方を重視する傾向がある。例えば、知的財産は経済活動を活性化しうるがゆえに進んで活用され、奨励されなければならない、といった見方である。そのような心情はもちろん賞賛に値するが、それを意味のあるものにするには現実に行動を起こす必要がある。

ジンバブエ — 知的財産法の簡素化を求める声

最近、隔月刊誌「World Intellectual Property Review」の誌上に「ジンバブエは知財法を簡素化すべきだと政府官僚は語る」(Zimbabwe should simplify its IP laws says government official)と題された記事が掲載された。

この記事は、ジンバブエ司法・法務・議会省の Virginia Mabhiza 長官が語ったコメントを報じたものである。このコメントは、世界知的所有権機関(WIPO)との協力により11月5~8日に開催された会議「アフリカの企業競争力と持続可能な発展のためのイノベーション、知財、付加価値に関する WAO (WIPO/ARIPO/OAPI) 会議」に先駆けて発表された。

Mabhiza 長官は次のように語っている：「ジンバブエには知的財産を対象とした法的枠組みはあるが、その枠組みを利用者たちのために簡素化すべき時期が来ている」。同長官はさらに、「知財志向の考え方」の育成について語り、「それは事業や研究のあらゆる分野で知的財産の構築に役立つだろう」と述べた。

この記事は、興味深いポイントに触れている。アフリカの政府が人々の知財意識を高めたいと本気で考えているなら、特に、国民が成長と経済発展の手段として知的財産を利用して欲しいという目論見があるならば、普通の人々にとって近づきやすいものにするために法律を簡素化すべきではないのではないか？(アフリカの知的財産法の多くは欧州連合諸国で施行されている法を非常に忠実に踏襲しており、古い英国の法律にいまだに従っている国もある)。

南アフリカ — 模倣品強制捜査の新たな事例

2019年11月16日、南アフリカのニュース報道の中で、ポートエリザベス市街で行われた模倣品の強制捜査に関するレポートがあった。このレポートによれば、市内の店舗で700万ランド(およそ50万米ドル)に相当する模倣品の香水と衣類が押収されたという。警察はブランド権利者の代理人である弁護士に押収品を引き渡したようである。この弁護士は警察に同行して押収現場に出向いていたものと思われる。報道によれば、刑事訴追に関する話はでなかったものの、店舗所有者は模倣品取引に伴うリスクを警告されたという。

南アフリカは特に模倣品取締について定めた法律を有するアフリカの少数の国のひとつであり、当局は模倣問題を深刻に受け止めているようだという事実が、報道では強調されていた。模倣品の強制捜査に関する報道は南アフリカのマスコミでは今や日常的になっており、模倣に対する公衆の理解は明らかに高まりを見せている。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 48

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。